

2025 年規定審議会提出立法案一覧表

2025 年 4 月 13-17 日 米国イリノイ州シカゴ

□ は日本よりの提案

R 定款:国際ロータリー定款 R 細則:国際ロータリー細則

□ は RI 理事会よりの提案

標準:標準ロータリークラブ定款

採択:A、修正案として採択:AA、 否決 : R、 撤回:W、 撤回とみなされる : CW、 理事会付託:RB

幹事報告:

定足数:投票権のある代表議員の半数。2025 年は 515 名の代表議員。

投票権のある代表議員のうち 496 名が参加。2025COL は定足数を満たしている。

制定案

クラブ管理運営				
番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
25 01 事前	ロータリークラブの目的を改正する件 (フランス)	五大奉仕部門に基づいて成果あふれる 社会奉仕プロジェクトを実施すること	標準 3 条	A 287:184
25 02 事前	推奨されるクラブ委員会の一つとして職業奉仕を追加する件 (フランス)	クラブの常任委員会に職業奉仕を加える	標準 11 条	R 219:259
25 03 事前	クラブ会長以外のクラブ役員の選挙または選出について規定する件 (日本 2660 地区)	役員選挙は選挙だけではなく、指名委員会により選出される場合も多いため、役員を選出する、の文言を加える。	標準 7,11 条	R 137:347
25 04 事前	クラブ理事をクラブ理事会の役員と規定する件 (日本 2820 地区)	クラブ理事をクラブ役員とする	標準 7 条	R 156:318
25 05 事前	クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件 (インド)	理事会のすべての会合後、議事録を全会員が入手できる期間を 30 日以内から 45 日以内に変更。	標準 7 条	R 119:363
25 06 事前	中間財務報告の締切日を改正する件 (イタリア)	中間財務報告を 1 月 31 日までに開催される会合において発表するに延長するに変更	標準 7 条	A 362:119
25 07	新しいロータリークラブの加盟に必要な会員数を減らす件 (RI 理事会、米国)	創立会員を 20 名から 15 名に変更する	R 細則 2.010	A 305:177
25 08	新クラブの加盟金を廃止する件 (RIBI)	加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付するものとする規定を削除	R 細則 2.010	R 139:341
会員				
25 09 事前	各クラブにおける名誉会員の数を制限する件 (インド)	名誉会員数の上限は、そのクラブの正会員総数の 5 パーセントを超えない	R 細則 4.050 標準 8 条	R 100:379
2510	新クラブの結成を援助するロータリーアンの二重会員身分を認める件 (米国)	新クラブの結成に直接関与しているロータリー会員の二重正会員としての身分を認め、その人頭分担金は、当該会員の主要なクラブが支払う	R 定款 10 条 R 細則 2,4,15, 18,21 条 標準 8 条	R 116:368
ローターアクト				
25-11	ローターアクトの年齢制限を定める件(インド)	ローターアクトクラブは 40 歳以下の若い成人により構成されるに変更	R 定款 4 条 R 細則 4.060	R 176:300
25-12	ローターアクトの年齢制限を定める件(インド)	ローターアクトクラブは、18~25 歳の若い成人により構成されるに変更	R 定款 4 条 R 細則 4.060	R 265:221

2513	標準ローターアクトクラブ定款を 組織規定とし、ローターアクトク ラブが制定案と決議案を提案でき	ローターアクトクラブが RI の会員として、制定案と決議案を審議会に提出す ることを可能にする	R 細 1,2,7,8,9, 15,16 条	RB 理事会付託
	ることを規定し、更に地区大会と 地区立法案検討会の手続を変更する件 (日本 2650 地区)			
RI 役員および選挙：ガバナー				
25-14 事前	ガバナーノミニーの資格条件を改 正する件(インド)	ガバナーの資格要件に、ガバナー補佐 としての地区運営の経験、ならびにク ラブ会長としての経験を加える	R 細則 16.101	R 124:355
25-15 事前	ガバナーの任務を改正する件 (日本 2780 地区)	任務として、「RI 戦略計画の推進とロ ーター財団の補助金プログラムへの 参加を奨励する」を加える	R 細則 16.030	A 276:203
25-16 事前	ガバナーの任務を改正する件 (フランス)	ガバナー補佐(任命されている場合)が 地区の発展と会員の結束を促進できる よう、支援を提供することを加える	R 細則 16.030	A 245:233
25-17 事前	クラブ投票手続における票の保管 期間を改正する件 (インド)	選挙の不服申し立てが提出された場合 に、票の保管期間を 30 日間に延長する と共に、不服申し立てが第 13.030.1.節 に従って提出された場合は、その件に 関する理事会決定が下されるまで、そ の票を保管することを義務付ける	R 細則 12.050	A 368:107
RI 役員および選挙：理事				
25-18	理事の資格要件を改正する件 (オーストリア)	理事の資格要件に、ガバナーを務めて から少なくとも 3 年が経過を求める規 定を削除	R 細則 5.080	R 195:286
25-19	理事指名委員会の委員および補欠 委員の選出方法を改正する件 (RI 理事会)	ゾーン内に二つ以上のセクションがあ る場合、ゾーン内の各セクションにある地区の過半数が、地区大会で採択した決議によ って、ゾーン内のすべての 地区からの選出に同意しない限り、理 事を指名するセクション内の地区のみ から指名委員会を選出するものとする	R 細則 11.020	A 371:107
25-20	理事指名委員会の委員および補欠 委員の選出方法を改正する件 (ベルギー)	ゾーンの各セクションが、地区数が多いほ かのセクションから干渉され ることなく、理事を選出できるように する	R 細則 11.020	撤回
25-21	理事指名委員会の委員および補欠 委員の選出方法を改正する件 (ブラジル)	ゾーン内に二つ以上のセクションがあ る場合、ゾーン内のすべての地区の過 半数が、地区大会で採択した決議によ って、この選出方法に同意した場合に 限り、理事を指名するセクション内の 地区のみから指名委員会を選出する	R 細則 11.020	R 127:356
RI 役員および選挙：RI 会長				
25-22	会長指名委員会の構成を改正する 件 (RI 理事会)	ゾーンに元理事・元 TRF 委員がいない場 合、常設委員会の委員を過去 10 年以内 に務めたことのある元理事・元 TRF 委 員、または主要委員会の委員を務めた ことのあるガバナーに限るものとする	R 細則 10.020 10.030	A 329:151
25-23	会長の資格要件を改正する件 (韓国)	RI 会長候補者は、TRF 管理委員として 任期の全期を務めた者を追加する	R 細則 6.050 10.010	撤回
25-24	会長の資格要件を改正する件 (スイス)	RI 会長の資格要件に、過去 3 年以内 の、ガバナーおよび第 1017.010.節 (a)から(g) までに挙げられている RI 委 員会委員を加える	R 細則 6.050.2	R 166:313
25-25	会長ノミニーの選出規定を改正す る件 (ブラジル)	会長ノミニーを、現会長、会長エレクト、または直前会長と居住国を同じく する候補者を指名しないものとする	R 細則 10.050.1	R 203:267

25-26	会長候補者が対面式の面接を行うものとするを規定する件 (ブラジル)	RI 会長候補者に対する対面式の面接が正式に復活する	R 細則 10.050.2	R 123:345
25-27	理事およびガバナー選挙手続における対抗方法を改正する件 (RI 理事会)	RI 理事と地区ガバナーの選出が指名委員会により行われた場合、その選出に異議を唱えることができる基準を引き上げる	R 細則 11.020 12.030	A 363:110
RI 役員および選挙:一般				
25-28	理事会がクラブに対して、会員またはローターアクターの会員身分を終結するよう指示できることを規定する件 (RIBI)	会員資格条件を満たさなくなった会員身分をクラブが終結しない場合、理事会がロータリアンまたはローターアクターの会員身分の終結指示できる。	R 細則 3.060 新設 標準 13 条第 3 節新設	A 369:99
25-29	然るべき理由による役員および委員会委員の解任において統一の手続を規定する件 (RI 理事会)	RI の役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、委員を解任または一時保留する手続きに関する規定を統一する	R 細則 5,12,16 条	A 435:36
25-30	然るべき理由によるガバナーの解任手続を改正する件 (RI 理事会)	ガバナーに対する解任手続が進行中、RI 会長がそのガバナーを一時保留し、それ以上の行動を取れないようにする	R 細則 16.050	撤回
ロータリー財団:管理委員				
25-31	管理委員の 3 名ないし 4 名を元 RI 会長とするよう規定する件 (RI 理事会)	常に少なくとも 3 名、多くとも 4 名の元会長が管理委員を務めていれば良いようにしようとする	R 細則 22.020	A 466:12
25-32	管理委員の少なくとも 2 名、多くとも 4 名を元 RI 会長とするよう規定する件 (オーストラリア)	少なくとも 2 名、多くとも 4 名の管理委員は、元 RI 会長とし、管理委員会の構成は、会員の地理的分布が反映される。	R 細則 22.020	撤回
国際ロータリー:一般				
25-33	雑誌購読を任意とする件 (ブラジル)	各会員は、承認されたロータリー雑誌の購読を選択できる。	R 細則 21.020 標準 15 条	撤回
25-34	試験的プロジェクトを通じた監督に関する規定を改正する件 (ブラジル)	試験的プロジェクトを通じた監督に関する規定の文言を変更し、RIBI 内および/またはオーストラリアまたはニュージーランドを含むゾーン内にあるクラブのみが試験的プロジェクトに含まれることを削除し、関係地区を対象とするに改正。	R 細則 14.030	AA 332:149
25-35	ゾーン構成の決定基準を改正する件 (RI 理事会)	理事会は、ゾーンの境界を定めるに当たり、ロータリアン数だけではなく、理事会が重要だと判断した地理的、言語的、文化的、その他の要素を考慮して決定する。	R 細則 11.010	AA 364:115
25-36	会員の多様性の条項を改正する件 (シンガポール)	会員の多様性に gender とは別に sex を追加する。 (刀根注) 「sex」は先天的な性・性差、gender は後天的な性・性差を表す言葉	R 細則 4.070 標準 9 条第 2 節	A 288:195
25-37	RI における政治的主題の禁止を規定する件 (エジプト)	RI が公職の候補者を推薦せず、いかなる場合においてもその長所や短所を議論せず、政治的な性質をもつ決議、意見、または訴えを採択または配布せず、世界情勢や国際政策に関する措置を講じないことを明確に定める	R 細則 26 条 新設	AA 273:208
国際ロータリー:会合				
25-38	RI 理事会会合での投票の要件を改正する件 (ブラジル)	あらゆる決定に義務づけられる投票を 3 分の 2 の多数決に変更する	R 細則 5.060	R 94:386
国際ロータリー:管理運営				

25-39	理事会決定に対する提訴の手續きを改正する件 (RI 理事会)	少なくとも 50 の他クラブの同意を得て、理事会の決定後 4 カ月以内に書面によって事務総長に提訴でき、しかも、	R 細則 5.030	A 350:131
		同意しているクラブの少なくとも半数は、少なくとも二つの別の地区内のクラブでなければならないに変更する		
25-40	理事会の決定に対する提訴の際に 審議会代表議員に関連資料を提供する件 (米国)	理事会の決定時に理事会に提出された 関連資料を、投票に先立ち、審議会代表 議員が参照できるようにするものとする。理事会は、個人情報または極秘とみなされる情報を削除することができ、 資料の翻訳にかかる時間を確保するため、提訴に関する投票期日を 90 日以内から 120 日以内とすることを推奨する	R 細則 5.030	AA 366:118
25-41 事前	規定審議会に提訴を起こす前に組織規定文書にあるすべての改善措置を尽くすよう規定する件 (RI 理事会)	クラブまたはロータリー会員が取れる 改善措置を尽くす前に訴訟を起こした場合、理事会がどの段階でクラブを終結できるかを明文化する	R 細則 3.020 5.030、13.030 24.010	A 354:25
25-42 事前	ロータリークラブまたはローター アクトクラブの加盟停止・終結の要件を改正する件 (RI 理事会)	TRF の資金を不正に使用し、または TRF の資金管理方針に違反した会員またはローターアクターを有している場合だけでなく、クラブ自体が TRF の資金を不正に使用したり、TRF の資金管理方針に違反した場合、そのクラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与えるように改正	R 細則 3.020	事前採択 A 417:39
25-43	事務総長の資格条件を規定する件 (日本 2650 地区)	事務総長候補者は、ガバナーを全期務めたことのある者、または理事会の決定により同等の経験を有する者とする	R 細則 6.050.3 新設	R 98:382
25-44	事務総長に対する報酬の手續を改正する件 (日本 2650 地区)	事務総長の報酬額を他の国際組織の役員が受ける報酬を参考に、理事会が決定する	R 細則 6.110	R 153:330
25-45	事務総長は 2 回再選されることができるとを規定する件 (日本 2580 地区)	事務総長は 2 回まで再選できるとする	R 細則 6.040	撤回
25-46	事務総長の在職期間を最高 2 期または 10 年までと制限する件 (日本 2740 地区)	事務総長の在職期間は 2 期または合計 10 年を超えてはならないとする	R 細則 6.040	R 111:372
人頭分担金				
25-47	人頭分担金を決定するためのプロセスを改正する件 (RI 理事会)	RI 理事会が人頭分担金を毎年設定することを認める	R 細則 18.030	撤回
25-48	人頭分担金を増額し、人頭分担金を決定するためのプロセスを改正する件 (RI 理事会)	2026-27 年度には半年ごとに米貨 42 ドル 75 セント、2027-28 年度には半年ごとに米貨 44 ドル 63 セント、2028-29 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 46 ドル 50 セント。ただし、人頭分担金への年間調整が、規定審議会によりその年度のものと採択された金額の 7 パーセントを超える増額とならない限り、理事会は人頭分担金を 1 毎年変更できる	R 細則 18.030	撤回
25-49	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)	2026-27 年度には半年ごとに米貨 42 ドル 75 セント、2027-28 年度には半年ごとに米貨 44 ドル 63 セント、2028-29 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 46 ドル 50 セント	R 細則 18.030	A 351:135

25-50	人頭分担金を増額する件 (インド)	2026-27 年度には半年ごとに米貨 41 ドル、2027-28 年度には半年ごとに米 貨 41 ドル 50 セント、2028-29 年度に	R 細則 18.030	R 36:448
		は半年ごとに米貨 42 ドル、2029-30 年 度とそれ以降には半年ごとに米貨 42 ドル 50 セント		
25-51	現在の人頭分担金の金額を維持す る件 (日本 2820 地区)	2025-26 年度とそれ以降には半年ごと に米 貨 41 ドルとし、それ以降は半年ご とに米 貨 41 ドルに据え置かれる	R 細則 18.030	撤回
25-52	各クラブが最低 10 人分の会費を 支払 うことを規定する件 (RI 理事会)	各クラブは 2025-26 年度とそれ以降に 半 年ごとに RI に最低米貨 410 ドルを支 払う ものとするを条件とし、クラ ブの会員 数が io 名未満である場合、そのクラブは io 名の会員がいる場合と 同じ金額の追加の 人頭分担金を支払う	R 細則 18.030	撤回 2024 年 10 月理 事会
国際ロータリー:財務				
25-53	プロセスの改善と RI による経費削減対 策に関し定期的に発表する よう規定す る件 (日本 2840 地区・ドイツ)	ロータリー研究会で説明する 5 カ年財 務見通しの説明の中に、RI が講じた具 体的 なプロセスの改善とコスト削減策 に関す る最新情報を盛り込む	R 細則 18.060	A 298:186
25-54	理事会の権限を改正する件 (オーストリア)	RI 運営における定期的な過程・コスト 分析 の委託、ならびに RI 世界本部と国 際事務 局の間における職員の役割・責 務の配分と 組織化の見直しと修正な ど、透明性を高め るを追加	R 細則 5.010.2	A 378:107
25-55	ロータリーの年次報告で提供する 情報 について改正する件 (ブラジル)	ロータリーの年次報告に、100 万米 ドルを 超える各経費には、受領者を含む 内訳のリ スト、およびその経費と関連 するすべての 支払いまたは取引の詳細 かつ正当な予算 理由を含める	R 細則 18.080	R 151:331
立法手続き				
25-56 事前	制定案に関する締切日を改正する 件 (RI 理事会・インド)	立法案の提出締切日を 12 月 31 日から 3 月 31 日に延長し、修正案の締切日と発 行日 も、それぞれ 3 月 31 日から 5 月 31 日、9 月 30 日から 10 月 31 日へと延長す る	RI 細則 T.050 7.070	A 447:38
25-57	審議会代表議員の選出時期と任期 開始 時期を改正する件 (RI 理事会)	審議会代表議員ならびに補欠議員は、 規定 審議会(COL)が開かれる年度の 6 月 30 日ま でに選出され、その任期 は COL の翌年度 の 7 月 1 日に始まる	R 細則 9.040 9.050、9.060、 9.070	A 342:129
25-58	審議会代表議員と補欠委員が選出 され る年度を改正する件 (フランス)	代表議員の選出期限を一年前倒しし、 これ により、3 年の任期が始まる前の 一年が、 前任者の任期の 3 年目と重な る	R 細則 9.040 9.050、9.060、	撤回
25-59	代表議員としての審議会出席を各 ロー タリアンにつき 2 回以内と規 定する件 (日本 2680 地区)	代表議員として規定審議会に 2 回を超 えて 出席しないものとする	R 細則 9.040	R 148:336
25-60	規定審議会前に、規定審議会で検 討す る立法案について必要な票の 割合を改 正する件 (RI 理事会)	規定審議会の前に、規定審議会で審議 する 立法案のための票の割合を 80%か ら 70%に 調整し、反対した投票が 70%を超える場合、 規定審議会で審議され ないものとし、賛成 した投票が 70%を 超える場合、同意議題に おいて検討さ れるに変更する	R 細則 7.070.6	A 345:138
25-61	規定審議会の開催頻度を改正する 件 (パラグアイ)	審議会の開催頻度を 3 年から 5 年間隔 へと 変更する	R 定款第 9 条	R 92:396

25-62	規定審議会の開催規定を改正する 件 (ドイツ)	規定審議会は対面を基本とし、オンラインによる審議会参加は、例外的かつやむを得ない事情がある場合に限り、	R 定款第 9 条	A 344:145
		理事会が許可できるとする		
25-63	世界的な流行病もしくは災害があった場合に、規定審議회를延期することを規定する件 (日本 2680 地区)	規定審議会は、直接会合にて開催されるものとし、世界的に流行病若しくは災害が発生した時、規定審議会の開催を 1 年延期することができるとする	R 定款第 9 条	R 105:371
25-64	規定審議会審議記録の公表を規定する件 (日本 2840 地区)	各規定審議会は、規定審議会終了後 6 カ月以内に、規定審議会の審議記録を英語で RI ウェブサイト上に公開する	R 細則 7.070.7 新設	R 75:407
25-65	採択された制案の発効日を改正する件 (日本 2790 地区)	審議会採択の発効日を審議会が閉会開催された直後年の 2 年後の 7 月 1 日とする。但し、理事会が緊急性かつ重要と判断した場合はその限りではない	R 細則 9.150	R 24:457
立法手続き：決議案				
25-66 事前	地区による決議審議会への決議案の提案・承認は 5 件までと定める 件 (日本 2780 地区)	地区は、1 回の決議審議会につき 5 件を超える決議案を提出もしくは承認すべきではない	R 細則 8.040	R 153:326
25-67	欠陥のある決議案の二つの理由を 削除する件 (日本 2840 地区)	欠陥のある決議案の条件のうち、 (b) 理事会または TRF 管理委員会の裁量の範囲内にある運営または管理にかかわる行為を要請する場合 (c) 理事会または TRF 管理委員会によって既に実施されている行為を要請する場合を削除	R 細則 8.070	R 196:281
25-68	採択決議案への対応手続を改正する 件 (ドイツ)	決議審議会が終了してから 6 カ月以内に、採択決議案を審議し、その決定の理由を提供し、文書化する。理事会は、理事会の決定について、全ガバナーおよび全審議会議員に通知する	R 細則 8.120	A 380:94
地区：一般				
25-69 事前	地区がクラブ会員を対象とした調査を定期的に実施し、ロータリー の未来について討議することを規定する 件 (フランス)	ガバナーの任務に、地区内クラブを対象とした調査を定期的に実施し、将来の方向性について会員と議論すること を追加	R 細則 16.030	R 230:249
25-70	ガバナーエレクトとガバナーノミニーが地区の運営を支援するもの とすることを規定する 件 (フランス)	ガバナーの任務に、継続性を確保する ため、地区はガバナーエレクト、ガバナーノミニー、理事会の支援を受けて ガバナーによって運営される、を追加	R 細則 16.030	R 200:266
25-71 事前	ガバナーの名称について規定する 件 (インド)	「ガバナー」という名称は、パストガバナー、直前パストガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、ガバナーノミニー・デジグネート、副ガバナー、ガバナー補佐といった、地区ガバナーおよび関連役職のみを指して用いられるものとするを追加	R 細則 16.040 新設	R 192:282
地区：； 会合				
25-72	地区大会を毎年開催する要件を削除する 件 (RI 理事会)	地区大会を毎年開催する要件を削除することである。これにより、地区は地区大会の開催が必要とされる場合、また必要とされる時に地区大会を開催するという柔軟性が与えられる	R 細則 7.030 9.060、9.070、11.020、12.030 15.040、15.060 16.030	AA 252:216

25-73 事前	地区大会と地区立法案検討会での投票に関する投票規定の順序を改正する件 (ノルウェー)	RI 細則に定められている要件を変更するのではなく、選挙人のみに制限される投票事項をより明確にし、地区大会と立法案検討会における投票に関する規定を分かりやすくする	R 細則 15.050	A 278:186
25-74	会員数 13 名未満のクラブはいかなる選挙人による投票にも参加できないと規定する件 (インド)	地区大会および地区立法案検討会での投票において、会員数が 13 名に満たないクラブは、選挙人を有する権利がないものとする	R 細則 15.050	R 91:377
25-75	地区賦課金の額を決定する投票手続を改正する件 (日本 2790 地区)	地区賦課金は地区内の全会員が拠出することから、決議票数は各クラブの会員数を勘案して算出し、クラブの意思がより正確に反映できるようにする	R 細則 15.060	R 218:253
25-76	会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会の名称を改正する件 (RI 理事会)	研修の文化から参加者中心のラーニングへと移行するため、会長エレクト研修セミナーを会長エレクト・ラーニングセミナーに、地区研修・協議会をクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに変更する	R 細則 15.020 15.030、15.040 15.050、15.060 16.030 標準 10、11 条	A 254:221
25-77 事前	会長エレクトの代替研修について規定する件 (インド)	ガバナーエレクトは PETS、地区研修・協議会に出席できないクラブ会長エレクトのために、必要に応じて代替研修を調整する	R 細則 15.020 15.030 標準 11 条 5 節	R 209:259
奉仕部門				
25-78 事前	クラブ奉仕をより良く定義するために第一の奉仕部門を改定する件 (日本 2800 地区)	奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの目的を達成するために、クラブ内で会員が取るべき会員の親睦と高潔性に満ちた積極的な行動、およびクラブリーダーによる多様性、公平さ、インクルージョンに基づいたクラブ管理運営に関わるものに変更する	標準 6 条	RB 理事会付託
25-79 事前	メンタルヘルスの問題を抱える人々への支援を含めて奉仕の第三部門を改定する件 (日本 2730 地区)	奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めつつ、メンタルヘルスの問題を抱える人々に対する社会の偏見をなくし、それに対する支援を行うために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものに変更	標準 6 条	RB 理事会付託
25-80 事前	奉仕部門を改定する件 (日本 2580 地区)	五大奉仕部門から、国際奉仕、青少年奉仕を削除し、三大部門とする。 さらに、職業奉仕から自己の職業上 20 の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれるを削除	標準 3、6 条	RB 理事会付託
ロータリーの目的				
25-81 事前	ロータリーの目的を改正する件 (日本 2790 地区)	「意義ある事業の基礎として」を「意義ある活動の基礎として」に変更する	R 定款 3 条 標準 5 条	R 243:229
25-82 事前	ロータリーの目的を改正する件 (日本 2790 地区)	第 4 にある「職業人」を「ロータリアン及びロータリーファミリー」に変更する	R 定款 3 条 標準 5 条	R 205:268
クラブ例会および出席				
25-83 事前	クラブ例会の開始時刻と終了時刻を規定する件 (日本 2680 地区)	例会の開催日および時間の規定を、定められた日の開始時刻から終了時刻までとする	標準 7 条 1 節	無期延期

25-84	例会取消の頻度を改正する件 (日本 2660 地区)	流行病、災害、武力紛争、会員の逝去 等の不測の事態の場合、クラブが、1 年に 4 回までの例会取りやめや、3 回 を超えて続けて取りやめてはならない といった要件を適用すべきではない	標準 7 条 1 節	無期延期
25-85	メイクアップ期間を改正する件 (日本 2780 地区)	メイクアップの期間を、同じ年度または翌年度最初の 2 週間以内に変更する	標準 10 条 1 節	無期延期
25-86	連続欠席による終結の手続きを改正する件 (日本 2780 地区)	会員身分の終結条件として、連続 4 回 から 2 カ月連続で例会に出席せず、またその間に一度もメイクアップもして いない場合に変更する	標準 13 条 4 節	R 122 : 336

事前審査

2025 年規定審議会の事前審査(2025 年 1 月 28 日～2 月 11 日)にご協力くださった皆さまに、心よりお礼 申し上げます。RI 細則 7.070.6 項に従い、代表議員によって **25 件の制定案の事前審査が行われました。**

409 票以上の賛成票を得た制定案は、同意議題として扱われ、2025 年規定審議会によって採択されます。

409 票以上の反対票を得た制定案は、規定審議会により否決されたとみなされ、さらなる審議は行われません。

制定案への賛成票または反対票が 409 票を下回った場合、その案件は 2025 年規定審議会にて審議されます。

制定案 25-42 「ロータリークラブまたはローターアクトクラブの加盟停止・終結の要件を改正する件」は、賛成が 417 票、反対が 39 票となりました。(RI 理事会提案)

本制定案は、2025 年規定審議会によって採択されたものと見なされ、2025 年 4 月 13 日(日)の開会本会議で、同意議題のリストに追加されます。本制定案に関する討論は行われず、審議順序から削除されます。

撤回 11 件

・ 審議会前に提案者によって撤回

25-23 :会長の資格要件を改正する件(韓国)

25-32 :管理委員の少なくとも 2 名、多くとも 4 名を元 RI 会長とするよう規定する件(オーストリア)

25-47 :人頭分担金を決定するためのプロセスを改正する件(RI 理事会)

25-48 :人頭分担金を増額し、人頭分担金を決定するためのプロセスを改正する件(RI 理事会)

25-52 :各クラブが最低 10 人分の会費を支払うことを規定する件(RI 理事会)

・ 審議会開催中に撤回

25-20 :理事指名委員会の委員および補欠委員の選出方法を改正する件(ベルギー)

25-30 :然るべき理由によるガバナーの解任手続を改正する件(RI 理事会)

25-33 :雑誌購読を任意とする件(ブラジル)

25-45 :事務総長は 2 回再選されることができるとを規定する件(日本 2580)

25-51 :現在の人頭分担金の金額を維持する件(日本 2820)

25-58 :審議会代表議員と補欠委員が選出される年度を改正する件(フランス)

立法案提出件数ランキング

23 カ国+理事会から合計 86 件の制定案

		国名	提案数	事前審査	採択数	採択率	備考
1	1	日本	26 24	10	2	8.3	共同 1 件(ドイツ) 撤回 2 件
2	2	RI 理事会	20 16	3(1)	16	100	共同 2 件(米国・インド) 撤回 4 件
3	3	インド	11	7(1)	2	28.6	共同 1 件(理事会)
4	4	ブラジル	6		1	16.7	撤回 1 件
5	5	フランス	6 5		2	40	撤回 1 件
6	6	米国	3		2	66.7	共同 1 件(理事会)
7	6	オーストリア	3 2		1	50	撤回 1 件
8	6	ドイツ	3		3	100	共同 1 件(日本 2840)
9	9	RIBI	2		1	50	
10	10	聞	+ 0		0		撤回 1 件
11	10	イタリア	1		1	100	
12	10	スイス	1		0		
13	10	ベルギー	+ 0		0		撤回 1 件
14	10	シンガポール	1		1	100	
15	10	エジプト	1		1	100	
16	10	パラグアイ	1		0		
17	10	ノルウェー	1		1	100	
			SS 75	25	31	41.3	撤回 11 件

内事前審査 1 件採択

採択率

RI 理事会 100% (16 件提案) : RI 以外の提案 29.0% (62 件提案中 18 件)

日本

	地区名	提出件数	事前審査	取下げ	採択	理事会付託	無期延期
2780	神奈川	4	2		1		1
2790	千葉	4	2				
2680	兵庫	3	1				1
2840	群馬	3			1		
2650	京都・滋賀・奈良・福井	3				1	
2660	大阪	2	1				1
2820	茨城	2	1	1			
2580	東京・沖縄	2	1	1		1	
2740	長崎・佐賀	1					
2730	鹿児島・宮崎	1	1			1	
2800	山形	1	1			1	
合計	11 地区	26	10	2	2	4	3

日本提案の採択率 近年では最低 8.3% 24 件提案中 2 件採択

2022 年規定審議会

23 カ国+理事会から合計 94 件の制定案

		提案数	採択数	採択率	備考
1	日本	26	7	26.9	共同 5 件
2	ブラジル	14	2	14.3	共同 4 件
3	R【理事会	M 11	11	100	共同 1 件
4	米国	W 7	3	42.9	共同 1 件
5	インド	9 8	1	12.5	
6	台湾	8	1	12.5	共同 2 件
7	ノルウェー	4	1	25.0	共同 1 件
7	オーストラリア	4	0	0	共同 2 件
7	カナダ	4	2	50.0	共同 1 件
10	10 スウェーデン	3	0	0	
	11 フランス	2	0	0	
	11 スイス	2	0	0	
	11 韓国	2	1	50.0	
	11 ドイツ	2	1	50.0	共同 1 件
	11 タイ	2	0	0	共同 1 件
	16 RIBI	1	1	100	
	16 アイルランド	1	0	0	
	16 ペルー	1	0	0	
	16 チリ	1	0	0	共同 1 件
	16 アルゼンチン	1	0	0	共同 1 件
20	16 スペイン	1	0	0	共同 1 件
	16 リトアニア	1	0	0	共同 1 件
	16 イタリア	1	0	0	共同 1 件
	16 デンマーク	1	0	0	共同 1 件
	合計	94 88	29	32. 95	

2019 年規定審議会

		提案数	採択数	採択率	備考
1	R!理事会	26	22	84. 6%	見解表明 1 件含む
2	日本	25	6	24.0%	
3	インド	16	4	25.0%	
4	米国	15	7	48.3%	
5	フランス	5	2	40. 0%	
6	英国	5	2	40. 0%	
7	オーストラリア	5	1	20. 0%	
8	ナイジェリア	4	2	50. 0%	
9	南アフリカ	4	0	0. 0%	
10	韓国	3	0	0. 0%	
11	ニュージーランド	2	1	50. 0%	
	合計	117	47	40. 2%	

分野別の提出案件(撤回案含)

分野	全体	日本	理事会	外国	採択数
クラブ管理運営	8	2	1	6	3
会員	2	0	0	2	0
奉仕部門	3	3	0	0	0
ロータリーの目的	2	2	0	0	0
クラブ例会と出席	4	4	0	0	0
ローターアクト	3	1	0	2	0
国際ロータリー(役員・選挙)ガバナー	4	0	1	3	3
国際ロータリー(役員・選挙)理事	4	0	1	3	1
国際ロータリー(役員・選挙)RI 会長	6	0	2	4	2
国際ロータリー(役員・選挙)一般	3	0	2	1	2
ロータリ,一財団 管理委員	2	0	1	1	1
国際ロータリー 一般	5	0	1	4	4
国際ロータリー 会合	1	0	0	1	0
国際ロータリー 管理運営	8	4	3	1	4
人頭分担金	6	1	4	1	1
国際ロータリー:財務	3	1	0	3	2
立法手続	10	4	3	4	4
立法手続:決議案	3	2	0	1	1
地区一般	3	0	0	3	0
地区会合	6	1	2	3	3
合 計	86	26	20	43	31

共同提案 3 件